まえ やま そう いち ろう 節 一郎

学 位 の 種 類 博 士(文 学)

学位記番号 文博第 275 号

学位授与年月日 平成20年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)

人間科学専攻

学 位 論 文 題 目 アメリカの直接立法と市民オルタナティブ

論文審查委員 (主查)

教 授 吉 原 直 樹 教 授 長谷川 公 一

教授正村俊之

教 授 佐 藤 勝 則

准教授 永 井 彰

准教授 下 夷 美 幸

論文内容の要旨

I 研究の基底と課題

(1) 研究の基底

「地域の自立」ということば、また「住民自治」ということばが日本において広く膾炙しているが、しかし日本型の分権についての議論と実践は中央政府と地方自治体との権限分割の問題(官官分権)からスタートし、そして平成17年3月31日に総務省が期限を設けた市町村合併の後には、官民分権をふくめた地域社会の自立にむけての実質的な議論にまで広がることはなく、再度「中央ー地方」の議論の枠組みに縮小的に回収されている。ローカルガバナンス的様相が期待されていることに反して、現実には地方自治体ー地元選出議員ー業界団体の官民パートナーシップないしは「維持レジーム」(C.ストーン)的状態が多くの地域で広範に維持されてきている。地区コミュニティにおける住宅供給・各種施設の地区誘致等をドラスティックに推進するアメリカのコミュニティ開発機構(CDC)といったNPOの推進とは対照的に、日本のNPOは、「住民自治」の実効性からみて、地方自治体ー議員ー業界団体の連環に突き刺さって堀崩す場合は極端に少ない。

本研究が対象とするアメリカにおいて、基本的には、住民が市民として地域社会を一定の形でコントロールするためのしくみの制度化がめざされている。その最有力のものが、市民イニシアチブ及び市民

レファレンダムという方式であり、各節で述べるように社会設計、税制と税額のコントロール等々の面で現実に相当機能している。日本の住民投票とはことなって、それは「市民による立法」(citizen law-making)また「市民という立法者」(citizen law-makers)という表現に表れているように、市民が条例案提案権をもつ市民の直接立法の方式であるのであるが、現時点では、ここに日米での「住民自治」、「地域の自立」を支える上での、一つの大きな違いがある。

また、アメリカでは、自治体の制度によらない形で、彼らが何らかの住民による自立的なパワーストラクチャーを産みだし、残そうとする動向が見られる。アメリカの地域社会の場においては、市民によるパワーストラクチャー、即ち彼らがよく口にする「オーソリティ」(権限体)の問題、ないしはそれと表裏をなして市民の「オルタナティブ」という建設課題が広く認識されている。

(2) 研究の動向

日本においては、イニシアチブとレファレンダムについて諸研究はこれまで、議会制民主主義と直接 民主主義の図式、中央政府と地方自治の図式、また条例制定改廃請求といった住民投票制度のイシュー 等として、政治および法制の脈絡で研究が進められてきたが、これは、直接請求が提案権をともなわな い形で戦後から多少硬直的な形で変化することがなかった日本固有の経緯と関連している。

アメリカの研究にあっては、直接立法の研究がD.シュミット、J.F.ジンマーマンらの包括的な研究が 現れて以後1990年代より本格化してきたのであるが、またアメリカなりの脈絡と個性があり、直接民主 主義としてのイニシアチブ研究、投票行動研究、公共選択研究などが核となって展開されてきている。 また近年は、ローカルガバナンス論や公共政策論でイニシアチブが議論され、イニシアチブ研究がアク ティブな学際フィールドとなりつつある。

ところで、すぐれて直接立法は、法的制度というだけでなく、地域社会の新たな形成と変成の作用を及ぼすとともに、そこにあって市民が自ら社会をコントロールする「市民オルタナティブ」に、自らつながることとなる。もちろんそこにあっては、住民意思の吸収システムの観点、社会的資金を市民の意向のために環流させるシステムという観点を含むことはいうまでもない。イニシアチブによるパワーストラクチャーの構築というイシューは、米国自体にあっても最新のものであり、まだスポットが当てられていない分野と言える。

本研究では、とりわけ主要コンポーネント(モノレール市民統治公団、シアトルにおける成長管理条例イニシアチブ、ネイバーフッドプログラム)は、論者自身が数年がかりでアメリカでおこなった現地調査に基づいている。以上を踏まえ、本研究は、イニシアチブが社会の形成過程に及ぼしてきたインパクトとその成果たる先端事例としての市民オルタナティブのありようを追求しようとするものである。

Ⅱ 構成と章立て

(1) 構成

本研究は、イニシアチブが社会の形成過程に及ぼしてきたインパクトとその成果たる先端事例としての市民オルタナティブのありようを追求しようとするものであるが、イニシアチブ研究が各種研究領域の学際フィールドとなりつつあることに鑑みて、とりわけ以下の三つのディメンションを重層的に照射することを必要と考える。

①市民イニシアチブの形成・導入過程[思想] (本研究 II部)

②市民イニシアチブが地域社会の構成と構造にどのような作用を与えるのか

[作用] (本研究 Ⅲ部)

③市民が自治体・政府を迂回して、その代替的な役割を直接把持する場合は

いかなるものであるのか [市民オルタナティブ] (本研究 IV部)

上記に基づき、以下の構成と章立てが編まれた。

I部 ガバナンスにおけるアメリカの直接立法と市民オルタナティブ

1章 ローカルガバナンス論におけるアメリカの直接立法

2章 現代アメリカのイニシアチブとレファレンダム

3章 ローカル・イニシアチブのプロトタイプ

Ⅱ部 アメリカの直接立法の歴史的展開と思想

4章 19世紀末アメリカにおける直接立法の形成と思想的基盤

一ウィリアム・サリヴァン『イニシアチブ及びレファレンダムによる市民の直接立 法』(1892年) を通じて

5章 イニシアチブの実施開始における推進基盤

一全米で初めておこなわれたイニシアチブ実施(オレゴン州)を事例に

6章 20世紀アメリカにおける直接立法の展開

Ⅲ部 アメリカ社会対する直接立法のインパクト

7章 「プロポジション13」(1978年)の地方財政諸体系及び社会機構に対する影響

8章 イニシアチブと都市成長管理

9章 イニシアチブとアーバンレジーム

10章 イニシアチブと都市プランニング

──アドボカシープランニングの現場から

№部 公共の権限と市民オルタナティブ ―だれが公共の権限を直接把持するのか―

11章 イニシアチブと市民統治の公共事業公団の設立

―シアトル・モノレールプロジェクト公団の社会的実験―

12章 ネイバーフッドガバメント論の地平における市民オルタナティブ

補論 「公共意思形成からみた『地域協議会』の可能性―上越市のアマチュア議員方式 |

まず I 部では、ローカルガバナンスの国際比較研究、またアメリカでの研究を通じて、公共利益とス テークスホルダーを核とする「ネットワーク化されたコミュニティガバナンス」 (G.ストーカー) の生成 にあって、いわゆる「直接民主制」の中心的形態と今日広く認識されているイニシアチブとレファレンダ ムという市民直接立法というものがいかなる形で地域社会に対して各領域で強い影響力を持つデバイス となりつつあるかについてアプローチした。

その過程で、1980年代からのNPM改革の導入・民営化の共通的動向にあって、欧州オセアニア諸国 でイニシアチブとレファレンダムという直接立法方式がようやく実際的なデバイスとなりつつあるのに 比して、現代アメリカの実施状況と実際的仕様にあっては、イニシアチブとレファレンダムが1900年代 からの歴史的背景と実践を基に、市民にとって意向形成の『標準』的フレームワークとして社会にビルト インされたものとして現実的に機能している様相を示した(1章)。

また、アメリカ自体における実施状況と特質について、州レベル、郡・市レベルにおけるイニシアチブ制度の展開状況に関して、27州における実施、全米市の40%の制度保有、そしてその結果として全米の全有権者の71.4%という広範な人口部分がイニシアチブ及びレファレンダムにアクセスできる状況にあることが示された(2章)。市レベルにおけるイニシアチブの実施プロセスについて、近年の典型的事例を基に、そのプロトタイプが発議書式とともに掲載された(3章)。

Ⅱ部では、アメリカにおける直接立法の成立と実施にあっての社会思想と基盤が扱われた。とりわけこれまで、スイス方式のコンセプトをアメリカに導入したと目されつつもしかし本格的に検討されてなかった、ウィリアム・サリヴァンの書『イニシアチブ及びレファレンダムによる市民の直接立法』(1892年).の新編纂を踏まえ、イニシアチブ成立の社会思想を問うた。その結果、イニシアチブ導入時のサリヴァンの社会思想としては、金権政治に陥った議会に渡していた主権をイニシアチブという直接立法によって市民のもとに復帰させる「社会革命」「平和革命」を提起しており、急進的な農民活動家政党のポピュリスト党や賃金労働者の労働者騎士団および当時の単税制度論といった、アメリカ固有の19世紀末の労働・農民組織活動と同深層基盤にありかつ密接な形での社会思想にあったことが判明した(4章)。

あわせて、20世紀最初期に最初の直接立法が実施されるにあって革新主義運動にあっておこなわれた改革的かつ現実的な組織化(超階級・超党派・議会連動)の過程を全米初のイニシアチブ行使の事例 (オレゴン州) に沿って追った。その結果、全米ではじめてイニシアチブ発議を達成した活動家ウィリアム・ユーレンらの運動にあって、広範に受容されたサリヴァン書が社会思想的基盤となりつつも、1890年代には、銀行家等を巻き込んでの超階級的・超党派的組織化 (「無党派直接立法リーグ」) と運動を展開し、メイシストリームとしての社会的認知を得ることによって、全米初の直接立法を行使し得たという実践的運動展開があったことが判明した (5章)。ちなみに、これら思想は基本的には、腐敗政治・マシーン政治を是正するという改革エートスはニューディール期を含む 20世紀前半には保ち続けられていたが、これに対して、第二次世界大戦期と戦後期に改革エートスが失われたこともイニシアチブ発議内容の精査を通じて瞥見された (6章)

Ⅲ部は、本研究の重点をなすが、Ⅱの社会思想 (イニシアチブ改革) が基底となりつつ、市民によるイニシアチブ発議というものがいかなる形で社会構成に深甚な作用を与えてきているのかについて、①税額および税体系、②都市成長管理政策、③都市プランニングの諸領域の具体的事例をもって、示した。

①「納税者反乱」として知られる、カリフォルニア州プロポジション13号(1978年:ハワード・ジャーヴィスらによる発議)が、その成立によって、第一に市税収枠から州税収枠への変更、それによる州内諸郡・諸市行政への財政コントロールの強化、学校区から諸自治体への傾斜配分という点で、州一諸市の財政諸体系という地方行政の根幹に対して甚大な影響を及ぼしたこと、またその結果諸市では(固定資産税に代えて)サービス税徴収を見込んでのショッピングモール設置振興策に力をそそぐ動向にはいったと言った点で、地区社会の雇用構造等に変動をもたらしてきていることが判明した。そしてそれと並んで、第二に、プロポジション13で現れたこの政府制限型のイニシアチブが全米的に認知されることとなり、以後税額および税体系に対して政府制限型イニシアチブが広範に成立するに至っている状況が確認された。

②都市成長管理に対して直接コントロール及び、間接的に市の通常管理政策に対する内在呼応的な影響がどのようなものであったのかについて、都市成長計画についての全米初でのイニシアチブ修正が展開されたサンフランシスコ市、及びシアトル市の事例に則り、とりわけそこにあっての市民活動諸グループの展開(サンフランシスコのSFRG等、シアトルのCAPリーグ)と市の都市成長計画策との内的呼応関係を検証した。とりわけシアトル市の事例についてはイニシアチブ発議運動のリーダーであったテッド・インクリー氏からの直接ヒアリングに基づいている。

その結果、第一に、イニシアチブ市民運動の活動性格の転換と深化を検討しつつ(女性運動・環境運動等の複合型→本格的な成長管理アドボケート組織)、A)市民による条例の直接的提起としての立法代替行為が実際におこなわれていること[立法行為の実際]、B)市民活動のインパクトが成長管理政策の形成過程に大きな影響を与えてきたこと[成長管理政策への影響]、C)民間アドボケートが成長し、そしてしばしば自治体内に入り込むまでの態様となっていること[都市政策を担う市民専門家]、の三点の様相が確認された。そしてとりわけここから、第二に、市民活動団体によるイニシアチブ発議が市の実質的な成長管理策に与えた影響を通して、成長管理策の形成過程には市民のイニシアチブ発議が不可欠的な役割として組み込まれてきており、その諸プログラムはそれをうけて深化してきたことが確認された(8章、9章))。

③都市プランニング領域で地区市民側の地区計画策定と投票行為が実際的な公計画にどのような形で 浸潤してきているのか、というテーマが、都市プランニング・パラダイム転換 (P. ダヴィドフ) と称されるアドボカシープランニングの実際的応用のイシューとの関連で、追求された。シアトル市のアジア人 街「インターナショナルディストリクト」における実例と民間プランナーへのヒアリングを基に、地区市民による「戦略計画」→市の公園等設置の課税関連型プログラムへのオンテーブル→全市規模での投票 承認、というプロセスが確認され、それによって、市民による地区計画が実質的に公計画に反映するよう埋め込まれる形でのレファレンダムとして構築されていることを示した。

以上により、イニシアチブ発議運動過程にあって民間のうちにプランニングやアドボカシーにあってのスペシャリストを育ててきたことが確認されるとともに、とりわけ、市民によるイニシアチブ発議が各領域で深甚な社会的影響を与え(自治体での税体系)、都市成長管理政策にとって不可欠的に基本方向を定めかつ不可欠となりつつ、住民地区計画と公計画のありようをふくめ現在、都市経営に欠くべからざる存在としてのインパクトを与えてきていることが示された。

IV部では、直接課税行為を含む正統性と権限を体現しての、市民統治での公式の組織制度化という、全米でも希有な社会実験的ケース(シアトル・モノレール市民公団)が起こったときに、申請者自らがおこなった現地調査に基づき、その市民オルタナティブとしての可能性と現時点での制約が追求された。とりわけ、モノレール建造をすすめる市民グループの要請をうけて、これまでに無かった形で、2002年に、①市民統治での特別公共団体(特別自的政府)の設置と課税権・課税実施(自動車使用税)が直接立法の手法が有効に駆使されたことにより設置されたこと、②「公開性」「評議員の市民選挙での選出」「重要事項にあっての市民投票付託」という方針の上に市民統治構造がとられていたことが確認された。これは、市政府に比肩して公共事業管轄・議員(評議員)の選挙選出、課税権をもつという点、そしてそのマネジメントが市民(評議員)の統治によるという点で、強力な市民のオルタナティブが一時的にではあれ立ち上がったと言う点で新たな地平を呈した。(11章)。

市民によるオルタナティブにつながるイシューとして、あわせて、M.コトラーのネイバーフッドガバメント論の地平で構想された課税権をもつ「ネイバーフッドガバメント」、およびそれに由来し現在もす

すめられるネイバーフッドプランニング事業が、側面からの指標として検討された。そこでは、申請者自身がシアトル市のネイバーフッドカウンシルと市ネイバーフッド部職員についておこなった「シアトル市ネイバーフッドプログラムに関する調査 $(2007\, \mathrm{f})$ 」(第12章資料)を基に、ネイバーフッドガバメントの地平でのパワーストラクチャーが、市の公式プログラムに不可欠の要素として組み入れられつつも、モノレール特別公共団体(特別目的政府)とは異なって、尚「勧告真申」に留まっており、市民側・職員側ともに「もっと権限(オーソリティ)が必要」という認識が広く膾炙している現状にあることが、具体的に示された(12章)。また、市民のパワーストラクチャーにつながる、コミュニティ自治組織の制度化と市民統治組織化のイシューとして、上越市の地域協議会委員のアマチュア議員方式が補論としてあわせて検討され、それが、市民オルタナティブの方向性で日米で同じ土俵にのほったことが、側面から確認された(13章)。

Ⅲ 研究の位置づけと特色

本研究の位置づけおよび特色は次の点にあるととらえられる。

第一。アメリカにおける近代的イニシアチブ制度成立にあって、「イニシアチブの父」と称されるサリヴァンの『イニシアチブ及びレファレンダムによる市民の直接立法』(1892年)を内在的に検証し、それを通じて、イニシアチブ形成にあっての社会思想を明確に示した。検証の結果、サリヴァンは当時の農民急進派たるポピュリストと同じ社会思想基盤をもっており、その観点から直接立法を用いての「平和革命」を提唱していたことを明確にし、それにより、タウンシップ由来論、一九四八年革命影響論、スイス方式の丸抱え輸入論等、見解が錯綜していた研究状況に対して、その整序に若干の貢献となった。

第二。イニシアチブ及びレファレンダムという市民立法が社会に与えた作用について、税体系に対する作用、都市成長政策に対する作用、都市計画への作用と相互影響について多面的な検討をおこなった。そして、市民がイニシアチブとレファレンダムという直接立法をフルに駆使することで、市民達が直接に都市成長管理、都市プランニングでの地域社会の社会設計をおこない、課税額と課税制度を定めることで地域社会コントロールする仕組みを作り上げてきたこと、とりわけ、都市成長管理等はイニシアチブによる市民の主導がなければ、現在のような形にはならなかったことを示した。

アメリカ自体においても、税務とその財政的影響に重点を置く従来公共選択論の面から財政・税制への影響についての研究はあったが、本研究がおこなおうとした多面的な研究はまだ現れていなかったという状況にある。

第三。市民がイニシアチブによる地域社会へのコントロールと作用をおよぼすにあたって、それと並行して、都市プランニングのスペシャリストを市民サイドで輩出しつつ、さらには、市民統治での公式の組織制度化、ないしは市民統治的特別公共団体が市民の手で組まれるケースが現出することが確認された。(ネイバーフッドガバメント論ではなお、市民統治機関(citizen public authority)がコトラーの構想にもかかわらず達成されていないことも確認された。)とりわけ、この市民統治機関構築という動向にあって、市民自身が市政府に比肩してあるいはそれに代わって地域社会の設計と直接把持をおこなおうとする顕著な動向が見られた。この市民のオルタナティブという視点での研究は、とりわけ直接立法関係での研究においてあまり見られなかった視点であり、あらたな視点を導入したといえる。

第四。また、上記(2)と(3)にかかわるが、本研究の主要コンポーネントが、シアトルモノレール公団、ネイバーフッドプログラム、シアトル市CAPイニシアチブに関係して現地直接調査を数年がかりでおこなっての、それにもとづく実際的、最新の動向を示している。

IV 今後の展望と課題

本研究の結果、次の三つのことが展望に関連して見えてきている。

第一に、イニシアチブ制度の正統性 (legitimacy) のイシューが浮かび上がる。しばしばイニシアチブ発議は敵対的グループ双方から逆方向に提起される場合があって、イニシアチブ発議も両刃の剣ということになる。カリフォルニア等でイニシアチブキャンペーン産業が成立しつつあるとの指摘もある。また、F.ジンマーマンは、その著書において、イニシアチブに対する賛成論と反対論を延々と記しており(9つの賛成論と16の反対論)、イニシアチブ制度がその時々の政治動向の荒波に翻弄されるもののような虚無を感じさせる。これに対してガーバーの指摘が今後の展望につながる提起をおこなっている。ガーバーは、19世紀末直接立法運動を推進したポピュリストと革新主義者はともに、「一部の経済的利害から広範な人々の関わりに権力をシフトできるとする信念」を共通に持っていたとし、さらにビジネス利益団体と市民団体諸団体について、財源、広告キャンペーンの手法についての広範な調査を通じて、地域社会に提起と社会設計を打ち出すのは、ビジネス関係者や富裕者ではなく、法案成立を実現するポジティブな実績と力をもつ市民にあるとする。ここにあって、正義、またその根底にある公正の感覚が、広く市民とステークスホルダーたち(公衆)がイニシアチブ行使に対して下す判断に、なお基層的に潜在し、権力の分配に強くかかわるポピュリスト以来の社会思想がバックボーンとしてあるのではないかとさしあたり推察される。今後とりくまれるべき、この領域は広大であり、正義論の議論とも響きあう。

第二に、市民文ペシャリストの出現と社会設計のイシューがある。本研究において市民の側でイニシアチブ条例案を策定してきた歴史的過程で、専門的知識とスキルを習得し、社会構想と条例案作成を担うスペシャリストたちが育ってきたことを見た。シアトル市インターナショナルディストリクトでのアドボケートNPOのトマス・イムは都市計画プランナーとして、市の都市計画に強い影響を与えてきている。とりわけ、シアトルの成長管理に関するCAPイニシアチブを成功させたティム・インクリー、サンフランシスコの成長管理に関するイニシアチブ発議スペシャリストであるブラッド・ポールは、その後市の法務官、市の副市長に任用されるに至っており、こうした事例はアメリカにおいて枚挙にいとまがない。またシアトル市でのネイバーフッドプログラムの意識調査で、回答した市ネイバーフッド部職員の実に78.9%であることが判明した。SMPAをささえたスタッフ達はヒアリングによれば、コンサル的スキルをもつ者とともに、市民プランナー的なスペシャリストであった。これらの市民側スペシャリストに関する、育成と活動の実態、市政府との人的配置交流、市政府の施策への影響といった問いは、市民オルタナティブの進展にとって大きな関心事であるのであるため、この点についての本格的な研究が今後求められる。

第三には、市民統治組織に関連しての「公共利益」「政府間関係」等のイシューがあげられよう。第IV 部では市民統治によるモノレール特別公共団体の事例で、この市民統治の特別公共団体が州から「政府」として認められた公式のものとして設置される先端的事例をみた。

けれどもそこでは、この市民統治の特別公共団体が体現する「公共利益」(市民に足を)と市側が提起する「公共利益」(市民に負担をかけない)との衝突があった。特別公共団体(public authority)が課税権、資産所有権、代表の選挙によって一種の政府と位置付けられていることから、ここでは、[市民統治による政府 vs 行政政府]の衝突という事態が生じていたのであった。現在進行形であるこの領域についての議論は、アメリカにおいても全く新たな議論であるのであり、今後の進展が期待される。

イニシアチブという市民の直接立法は、単に法務的制度であるのではなく、正統性の問題、市民側での専門家集団のイシュー、政府間関係、個々人の地域社会への埋め込まれた方(負荷ある個人)、正義と権限の分配といった問題に直結している。したがって、研究にあっては、法学だけでなく、社会学、法学、

公共政策、アーバンスタディーズ等々が集うアクティブな領域アリーナの様相を呈しつつある。本研究は、「思想→社会への作用→市民オルタナティブ」の重層的・相互関連設定をもって、このイニシアチブ研究領域のアリーナに、市民の「自治」の問題群を提起したと考えている。

論文審査結果の要旨

本論文はアメリカにおける市民によるコミュニティのコントロールの一方式である市民イニシアチブとその成果である市民オルタナティブのあり様を、市民イニシアチブの形成・導入過程、市民イニシアチブのコミュニティへの作用面、もうひとつの自治体・政府である市民オルタナティブの具体相を重層的に照射することによって明らかにしようとするものである。全体は四部十二章と補論から成る。

I部では、ネットワーク化されたコミュニティ・ガバナンスの生成過程における市民直接立法の社会的含意が、現代アメリカの実施状況と実際的仕様に即して明らかにされる。その際、実施状況について州、郡・市レベルの空間スケールで検証され、とりわけ市レベルでイニシアチブのプロトタイプが検出される。

Ⅱ部では、アメリカにおける直接立法の成立と実施の背後要因を成す思想的基盤が、導入期のW. サリヴァンの社会思想にまで立ちかえって析出される。そして20世紀前半の革新主義運動を嚆矢とする改革エートスを水脈としつつ、それが戦間期から戦後期にかけて衰微する中で、イニシアチブ発議の現実的条件が熟してくることが明らかにされる。

Ⅲ部では、Ⅱ部で言及された思想的文脈を踏まえつつ、市民イニシアチブの社会構成へのインパクトの諸相が解明される。具体的には、税額および税体系、都市成長管理政策、都市プランニングの諸領域に分け入って検討がなされ、市民イニシアチブが都市経営全般にとって不可欠の構成要素を成していることが確認される。

IV部では、シアトル・モノレール市民公団の実験を事例にして、市民オルタナティブの可能性と現時点での制約が開示される。そこでみられる「市民統治」の質が直接立法の手法を駆使した先端事例を成していること、それとともに一時的性格を免れないことが鋭く指摘される。併せて、M.コトラーのネイバーフッド・ガバメント論の有効性が検討に付される。なお補論では、「市民統治」の理論地平を比較社会論的にさぐる試みとして、上越市の地域協議会に照準を定めている。

以上、本論文はアメリカにおける市民イニシアチブ及び市民オルタナティブの動態を、関連文献資料の丹念な渉猟と数次に及ぶ系統的な現地調査の成果に基づいて明らかにし、そこでの理論射程はいわゆる「正統性」問題、市民的専門性、「政府間関係」等のイッシューに加えて、コミュニティの社会設計にかかわる問題構制を含み込んでおり、斯学の発展に大きく寄与するものと考えられる。

よって、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。